今回のフォローアップ会議で必ず議論すべき論点

平成 29 年 10 月 18 日 株式会社経営共創基盤 代表取締役 CEO 冨山和彦

- ・取締役会、特に社外取締役が果たすべき大きな役割として、機能不全の現経営者の解任、後継経営者の指名及び前段階の候補選抜・育成について、その客観性、透明性、的確性を持続的に担保するために積極的、主体的に関与すべきことを明確化すること。
- ・いわゆるOBガバナンスの弊害の排除について、ガバナンスコードにおいて も明確に位置付けること。
- ・社内・常勤の監査役あるいは監査委員について、出世競争に敗れた人材の処遇ポストではなく、しかるべき専門性(知識、経験の両面で)を持った人材のプロモーションゴールとして位置付けること(非常勤の社外監査役、社外監査委員と比べ社内情報へのアクセス能力が格段に高い内部・常勤者は、監査役、監査委員の本分である適法性に関わる事項のモニタリングにおいて有利な立場にあり重要であるが、そこでは会計や法務、コンプライアンス、リスク管理と言った、一朝一夕ではけっして身に付かない極めて高度に専門的な知識、豊富な経験が必須である。しかしそうした能力を持っていない人材がこのポストを担っているケースが非常に多く、これは守りのガバナンスの実効性において由々しき大問題である)。